

特定非営利活動法人大学職員サポートセンター 賛助会員規約

(賛助会員規約の目的)

第1条 この賛助会員規約は、特定非営利活動法人大学職員サポートセンター（以下「当法人」という。）の定款の定めるところにより、当法人の賛助会員（以下「賛助会員」という。）の入会、退会、除名並びに権利、義務に関して定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体のことをいい、当法人の事業である、紹介、派遣および研修を受けることができる。

2 賛助会員は、講座およびセミナーの費用について、割引を受けることができる。

(入会申込)

第3条 当法人に入会の申込をする個人及び団体は、当法人が別に定める入会申込書に必要な事項を記入し、理事長宛に申し込むものとする。

2 理事会は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会)

第4条 入会の時期は、所定の手続きが完了したときとする。

(年会費)

第5条 年会費は、事業年度（4月1日～3月31日）に基づいて、次のように定める。

2 年会費は、個人一口5,000円（一口以上）、団体一口10,000円（一口以上）とする。

(資格の喪失)

第6条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 個人で入会した会員が、死亡したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第7条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 当法人の定款に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により賛助会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該賛助会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第8条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(情報の変更)

第9条 賛助会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに書面により、その旨を当法人に通知するものとする。

(損害賠償)

第10条 賛助会員が本規約及び本規約に基づく諸規約に反し、又はそれに類する行為によって、当法人が損害を受けた場合には、当該賛助会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償するものとする。

- 2 賛助会員の資格を喪失した後の場合にも、前項の規定は継続するものとする。

(賛助会員規約の変更及び追加)

第11条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断する場合には、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

(付則) この規約は、平成19年3月20日から施行する。